

東京都避難所管理運営指針（令和7年策定）
(動物関係抜粋)

第2編 「避難所避難者等への支援ガイドライン」

2 避難所の指定

2-3 機能別避難所の検討

【チェック事項】

3-6 ペット同伴避難場所の拡充を検討する（区市町村）

【解説】

- ペット同行・同伴避難は、ペットだけでなく、飼い主の生命・身体の安全を確保する観点から重要です。ペットを避難所に受け入れるに当たっては、ペットが苦手な方、アレルギーをお持ちの方にも配慮をする必要があります。そうしたことから、事前にペットを受け入れる準備を整えておくことが必要です。それに加え、指定避難所を補完する機能として、ペット同伴避難に特化した避難所を準備しておくことも有効です。

(注) 同行避難と同伴避難

- ・「同行避難」は、被災者がペットとともに危険な場所から安全な場所へ避難することを指します。
- ・「同伴避難」とは、災害の発生時に、飼い主が同行避難したペットを指定避難所などで飼養管理する状態を指します。ただし、指定避難所などで飼い主がペットを同室で飼養管理することを意味するものではなく、ペットの飼養環境は避難所等によって異なることに留意が必要です。

(令和6年11月 内閣府「避難所の現状・課題について」をもとに作成)

6 避難所の運営サイクルの確立（発災時）

6-4 避難所の運営ルールの確立

【概要】

被災という特殊な環境の下で、様々な方の共同生活を円滑に進めるためには、避難者に運営ルール、生活ルールを周知し協力を得るとともに、そのニーズを先取りしてくみ取り、運営に反映していくというサイクルを確立することが必要です。

避難所の運営ルールの確立を実施、周知。掲示を実施する。

- 避難所運営委員会で、避難所の運営ルールを決め、掲示板等で周知します。
- 避難者が運営ルールを理解して生活することが、未然にトラブルを防ぎ、円滑な避難所運営につながります。
- 日頃から避難所の運営ルールについて話し合い、地域の実情に沿った運営ができるよう、備えることが重要です。

参考表 運営に当たってチェックすること

⑤ペットと衛生管理

ペットは飼い主である避難者にとって家族の一員であり、心のよりどころとなる場合があると同時に、衛生管理や他の避難者への影響に配慮が必要でもあります。

○状況によって避難所運営委員会でルールをつくり、専用スペース設置などの対応を考えましょう。

「避難所運営マニュアル基本モデル」（内閣府 平成24年）を基に作成

【チェック事項】

- 4-1 避難所の生活ルールを確立する
- 4-2 避難所の生活ルールの周知、掲示を実施する
- 4-3 避難所運営日誌を作成する

【解説】

- 生活上のルールは、共同生活を円滑にするだけなく、規則正しい生活や清潔の確保等により、衛生環境の維持や心身の健康の確保にも役立ちます。
- 生活上のルールには次のようなものがありますが、開設初動時に優先度の高いもの、途中からルールを変更すると混乱するものから決め、周知します。

	初動時	応急
施設使用	<ul style="list-style-type: none">・立入禁止区域・本部、掲示板・居室、要配慮者、救護等スペース・手洗い場・トイレ・ごみ捨て場・ペットスペース・配給場所	<ul style="list-style-type: none">・炊き出し・洗濯場、干場

18 ペットへの対応（ニーズへの対応）

【ポイント】

- ・ ペット同行・同伴避難は、動物愛護の観点のみならず、飼い主の命を守り、安全な避難行動を確保する観点で取り組むことが大切です。さらに、災害時にペットが逸走すると、地域社会の公衆衛生対策や安全対策に関わる問題にもつながります。
- ・ ペット同行・同伴避難は、ペットだけでなく、飼い主の生命・身体の安全を確保する観点から重要です。ペットを避難所に受け入れるに当たっては、ペットが苦手な方、アレルギーをお持ちの方にも配慮をする必要があります。そうしたことから、事前にペットを受け入れる準備を整えておくことが必要です。それに加え、指定避難所を補完する機能として、ペット同伴避難に特化した避難所を準備しておくことも有効です。
- ・ ペットの対応の重要性を避難所運営に携わるメンバー間で理解した上で、受入れ体制を整えます。飼い主参加型のペット同行・同伴避難訓練を実施します。ペット同行・同伴避難訓練の実施に当たっては、ペットへの身体的負担を考慮し、猛暑、厳冬の時期はできるだけ避けるなどの配慮が必要です。やむを得ず、これらの時期に実施する場合、ペットへの暑さ対策、寒さ対策を十分に講じるようにします。

【概要】

【都の対応】

- ・ 区市町村における避難所等での動物の受入れ体制の整備について、情報提供を行うなど支援を行います。（保健医療局）
- ・ 区市町村備蓄分（餌・ケージ等）が不足した場合には、区市町村は都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保するよう努めます。（保健医療局）
- ・ 資材調達、獣医療支援助入れ等の窓口の設置に努めます。（保健医療局）
- ・ 区市町村や東京都獣医師会を始めとした関係各団体等との連携を強化し、他県市との相互支援体制の確立に努めます。（保健医療局）
- ・ 被災動物の救護活動について、区市町村や東京都獣医師会を始めとした関係団体等との連携を強化し、動物収容施設の確保を含めた動物救護体制を検討していきます。（保健医療局）
- ・ 避難所等から動物保護施設への負傷した動物等の受入れ等に関する仕組みを整備していきます。（保健医療局）

【チェック項目】

1-1 ペット同行・同伴避難のルールを確認する（区市町村）

【解説】

- 災害時のペットの避難について、国の「人とペットの災害対策ガイドライン」（平成30年3月環境省）では、被災した飼い主の心のケアの観点からも重要として、同行避難を前提としています。
- また、危害防止及び動物愛護の観点から、犬猫等の遺棄・放置を防止するためにも、住民に対して、飼養動物の同行・同伴避難に関する周知をしておくことが必要です。
- 区市町村は、都（保健医療局健康安全部環境保健衛生課）及び東京都獣医師会等の関係団体と連携し、飼養動物の同行・同伴避難の体制づくりに努めます。
 - (ア) 避難所施設に応じて、避難所内又はその近接地等に同行・同伴避難動物の飼養場所を設定します。設定に当たっては、避難所内での動線や避難者居住スペースとの位置関係などに配慮します。
 - (イ) 資材（餌、ケージ等）の選定、確保、備蓄、更新等に努めます。

1.8 ペットへの対応（ニーズへの対応）

【チェック事項】

- 1-2 ペット滞在ルールを作成、確立する
- 1-3 ペット滞在の可否、ペット滞在ルールを事前に周知する
- 1-4 ペット滞在ルールの周知、掲示を実施する
- 1-5 ペット滞在場所を設置する

【解説】

- 避難所へのペットの同行避難は、被災者がペットと共に移動を伴う避難行動することを指し、ペットの同伴避難は、発災後に飼い主が飼養しているペットを指定避難所などで、飼養管理すること（状態）を指します。
- 動物が苦手な方や、動物アレルギーの方への配慮のため、人とペットとの居住スペースの区分が求められる面もあります。避難所は、学校や公民館など、本来目的がある施設を活用するので、避難所が解消した後のこととも含め、平時の施設利用者を念頭においた対応をとることが求められます。
- 地域や避難所施設の特性もあるため、避難所ごとに、事前にペットの取扱いについて、どのような動物は避難所で受け入れるのか、ペットスペースはどこにするのか、居住スペースと区分するかしないかといったことを話し合っておくことが不可欠です。
- 人とペットの居住スペースを区分する方法としては、避難所内の一角をペットスペースとする方法や、テント等を活用して校庭の一角をペットスペースとする方法もあります。
- 避難所での飼育が難しい動物については、動物愛護センターを案内します。

18 ペットへの対応（ニーズへの対応）

保護されたペットや捜索中のペットに関する情報を集約する（区市町村）

- 発災時の、住民からの逸走動物に関する問合せ等の情報管理体制を整備します。
(避難所等 ⇄ 区 ⇄ 都・動物救援本部 等)
- 避難所では、掲示等により逸走動物の情報提供を行います。

ペットの同行・同伴避難について平時から普及啓発を図る（区市町村）

- 次のような事項について、住民への普及啓発を図ります。
 - (ア) 災害に備えた動物との同行避難等の具体的な方法及び避難所における動物の適正飼養
 - (イ) 首輪に鑑札等（猫等は迷子札、マイクロチップ）、身元の分かるものを着けるなど、社会のルールに従った管理
 - (ウ) 行政等が作成、配布する各種リーフレット等を参考にした各家庭における避難計画の検討
 - (エ) 飼い主による動物用避難用具の確保、点検及び保管
 - (例) 餌、水及び容器、引き綱、ケージ、ふん等の汚物処理用具
 - (オ) 動物の健康管理
 - (例) 狂犬病等の予防ワクチン接種、ノミなどの外部寄生虫の駆除・予防
 - (カ) 「しつけ」の実践
 - (例) ケージに嫌がらずに入る、トイレは決められた場所でする、無駄吠えをしない、他人や他の動物を怖がらない等

避難所での動物救護体制について関係団体と連携して行う（区市町村）

- 避難所における動物救護体制について、東京都獣医師会等の関係団体等との連携を強化しておく必要があります。
 - (ア) 飼い主等による動物の飼養管理に対する支援（情報収集、支援要請の流れ等）
 - (イ) 避難所等に設けられた避難動物への獣医療提供等の支援